



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

第7回 医療放射線の 適正管理に関する検討会 平成30年9月28日	資料 2-2
---	-----------

# 医療放射線の施設設備の構造基準について

# 病院内の居住する区域及び敷地の境界

○病院内の居住する区域及び敷地の境界における線量限度は、一般公衆が存在する区域を防護し、一般公衆の線量限度を担保するために規定されている。

規則30条の17	188号通知 第二 (四) 5	防護の 対象者	
<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線取扱施設又はその周辺に 適当なしゃやへい物を設ける。</li> <li>病院又は診療所内の人が居住す る区域※<sup>1</sup>及び病院又は診療所の 敷地の境界※<sup>2</sup>における線量を規 定する線量限度以下とする。</li> </ul>	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院又は診療所の敷地内に居住する者及び病院又は診療所の 近隣に居住する者等の一般人の放射線による被ばくを防止す るために設けられたもの。</li> <li>放射線取扱施設又はその周辺に適切なしゃやへい物を設ける。</li> <li>病院又は診療所内の人が居住する区域及び敷地の境界におけ る線量を規則で規定している線量限度以下にする。</li> </ul>	公衆
	(2)		

※<sup>1</sup> 病院内の人が居住する区域の  
実効線量限度が250μSv/3月間



公衆の実効線量限度である  
1 mSv/年を担保



※<sup>2</sup> 病院の敷地の境界の実効  
線量限度が250μSv/3月間



公衆の実効線量限度である  
1 mSv/年を担保